

【資料5】

# 京丹後市地域防災計画

## 原子力災害対策編修正(案)

令和8年2月

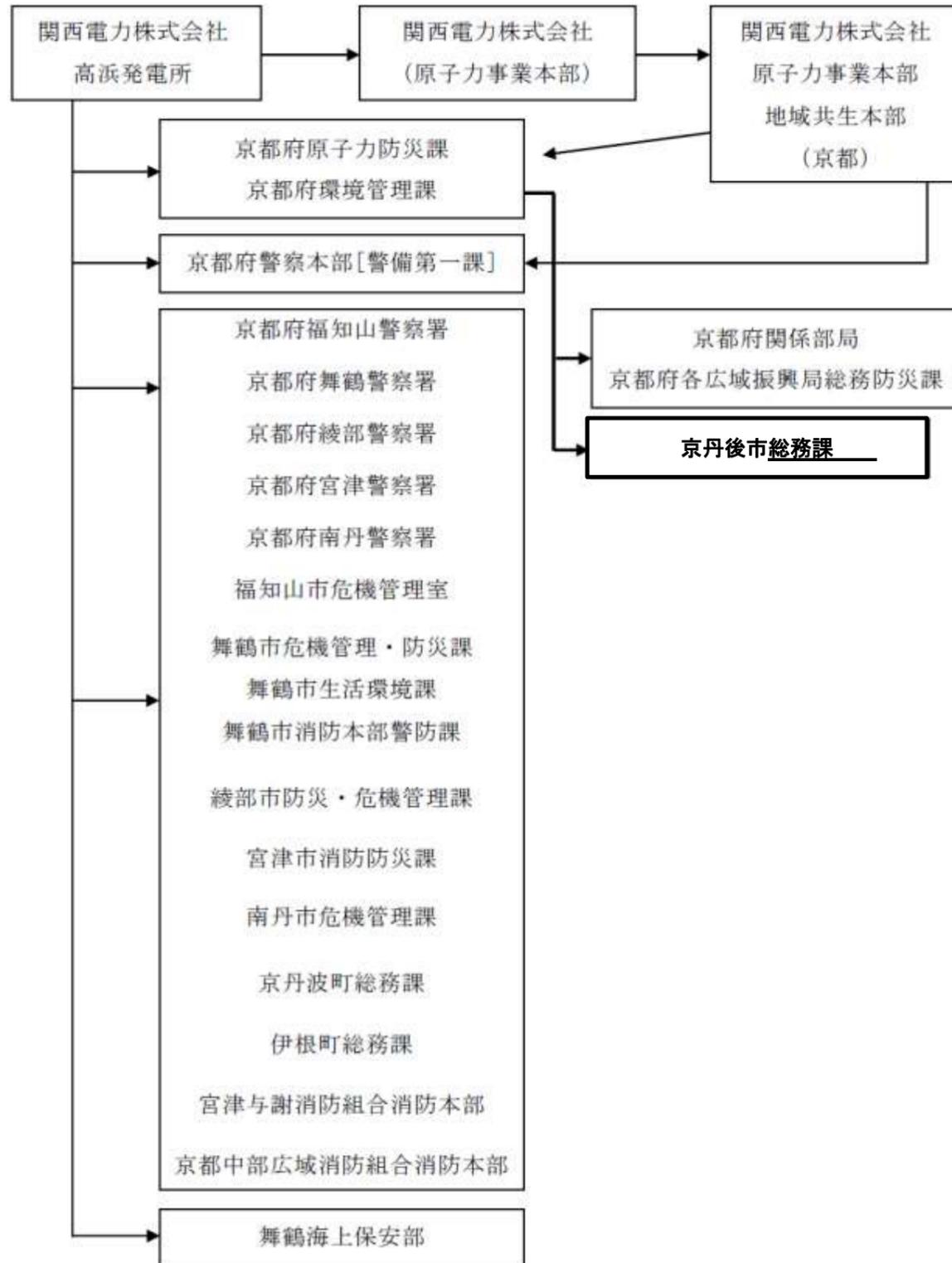
京丹後市防災会議

ページ	現行	改正案	備考																
4	<p><b>第1編 総則</b> <b>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</b></p> <p>この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和6年9月11日全部改正)を遵守するものとする。</p>	<p><b>第1編 総則</b> <b>第4章 計画の修正に際し遵守すべき指針</b></p> <p>この計画の修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」(令和7年10月3日一部改正)を遵守するものとする。</p>	原子力災害対策指針の改正に伴う修正																
8	<p><b>第7章 防護措置の判断基準</b></p> <p>原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて効果的に防護措置を実施するために、緊急事態区分を決める判断基準（EAL）及び原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）を定めている。</p> <p>この基準に基づき、住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、府や関係市町に対して指示を行うこととなる。</p> <p>本市においては、国等が実施する緊急時モニタリングの測定結果をOILと照らし合わせ、UPZ内に準じた防護措置を実施することとする。</p> <p>(略)</p>	<p><b>第7章 防護措置の判断基準</b></p> <p>原子力災害対策指針では、原子力施設の状況に応じて効果的に防護措置を実施するために、緊急事態区分を決める判断基準（EAL）及び原子力災害発生時における放射線量に応じた防護措置を判断する基準である運用上の介入レベル（OIL）を定めている。</p> <p>この基準に基づき、住民が実施すべき防護措置についての判断を国が行い、府や関係市町に対して指示を行うこととなる。</p> <p>本市においては、国等が実施する緊急時モニタリングの測定結果をOILと照らし合わせ、UPZ内に準じた防護措置を実施することとする。</p> <p>(略)</p>																	
20	<p><b>第2編 原子力災害事前対策計画</b> <b>第5章 避難収容活動体制の整備</b> <b>1 避難計画の作成</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 京丹後市における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。</p> <p>京丹後市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を含まない。</p> <p>避難については、原則として、PAZ及びUPZの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、<u>段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避</u>を行う。これらPAZ及びUPZの住民避難に配慮して、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、高浜発電所のUPZ区域がある宮津市及び伊根町からの避難者についての受入れを京都府より要請されており、広域避難計画において記載するものとする。</p>	<p><b>第2編 原子力災害事前対策計画</b> <b>第5章 避難収容活動体制の整備</b> <b>1 避難計画の作成</b></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 京丹後市における住民避難に当たっては、次のとおり対応するものとする。</p> <p>京丹後市は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）を含まない。</p> <p>避難については、原則として、PAZ及びUPZの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、<u>全面緊急事態に至った時点で</u>屋内退避を行う。これらPAZ及びUPZの住民避難に配慮して、原子力災害対策指針に基づく広域避難計画を策定するものとする。</p> <p>なお、高浜発電所のUPZ区域がある宮津市及び伊根町からの避難者についての受入れを京都府より要請されており、広域避難計画において記載するものとする。</p>																	
25	<p><b>第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</b> <b>4 原子力災害医療活動体制等の整備</b></p> <p style="text-align: center;">原子力災害医療体制の状況</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="225 1812 1421 1915"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>圏域</th> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力災害医療協力機関</td> <td>丹後</td> <td>公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター</td> <td>与謝郡与謝野町字男山 481</td> </tr> </tbody> </table>	区分	圏域	医療機関名	所在地	原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481	<p><b>第7章 救助・救急、医療及び防護資機材等の整備</b> <b>4 原子力災害医療活動体制等の整備</b></p> <p style="text-align: center;">原子力災害医療体制の状況</p> <p style="text-align: right;">(令和7年4月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1451 1812 2647 1915"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>圏域</th> <th>医療機関名</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力災害医療協力機関</td> <td>丹後</td> <td>公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター</td> <td>与謝郡与謝野町字男山 481</td> </tr> </tbody> </table>	区分	圏域	医療機関名	所在地	原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481	時点修正
区分	圏域	医療機関名	所在地																
原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481																
区分	圏域	医療機関名	所在地																
原子力災害医療協力機関	丹後	公立大学法人京都府立医科大学附属北部医療センター	与謝郡与謝野町字男山 481																



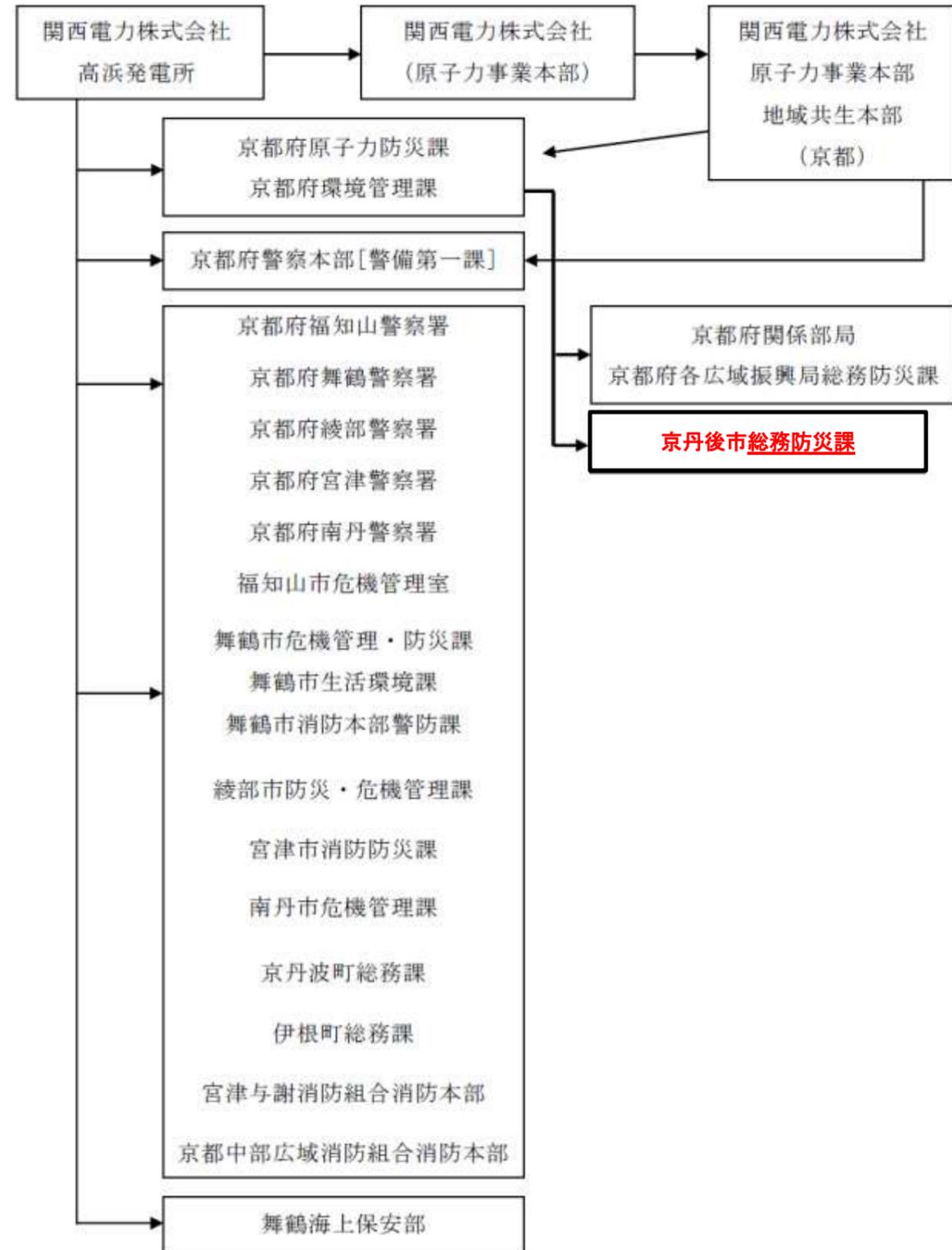
ページ	現行	改正案	備考
	<p>る警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会 <u>(追加)</u> に連絡するとともに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、原子力規制委員会 <u>(追加)</u> から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとする。</p> <p>なお、連絡系統図は、別図1（高浜発電所）、別図1-2（大飯発電所）のとおりとする。</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合</p> <p>ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、<u>(追加)</u></p> <p>P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに速やかに京丹後市等に連絡するものとされている。</p> <p>なお、これらの連絡系統図は、別図2（高浜発電所）のとおりである。</p>	<p>る警戒事象が発生したときは、直ちに原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>に連絡するとともに、京都府、府内関係市町及び関係機関に連絡するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、原子力規制委員会・<u>内閣府原子力事故合同警戒本部</u>から連絡があった場合など、警戒事態の発生を認知した場合には、連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとされている。また、警戒事態の発生を認知したことについて、関係する指定地方公共機関に連絡するとともに京丹後市へ連絡するものとする。</p> <p>なお、連絡系統図は、別図1（高浜発電所）、別図1-2（大飯発電所）のとおりとする。</p> <p>(3) 関西電力株式会社からの施設敷地緊急事態に該当する事象の発生通報があった場合</p> <p>ア 高浜発電所及び大飯発電所の原子力防災管理者（以下「原子力防災管理者」という。）は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに（15分以内を目途）京都府をはじめ内閣府（内閣総理大臣）、原子力規制委員会へ同時に文書をファクシミリで送付する。併せて、官邸（内閣官房）、府内関係市町、京都府警察本部、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に同時に文書をファクシミリで送付するものとされている。さらに、主要な機関等に対してはその着信を確認することとされている。</p> <p>イ 原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、事象の今後の進展の見通し等事故情報等について、官邸（内閣官房）、内閣府、京都府及び府内関係市町、京都府警察本部及び住民等に連絡するものとされている。また、<u>原子力規制委員会及び内閣府は、関西電力株式会社から施設敷地緊急事態発生</u><u>の通報を受けた場合、直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部を設置し、</u>P A Zを含む舞鶴市に対しては、施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置の実施、施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Zを含む地方公共団体に対しては、屋内退避の準備を行うよう、U P Z外の区域を管轄する地方公共団体に対しては、避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう、要請するものとされている。</p> <p>ウ 京都府は、関西電力株式会社及び国から通報・連絡を受けた事項について、府内関係市町、関西広域連合及び関係する指定地方公共機関に連絡するとともに速やかに京丹後市等に連絡するものとされている。</p> <p>なお、これらの連絡系統図は、別図2（高浜発電所）のとおりである。</p>	

「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

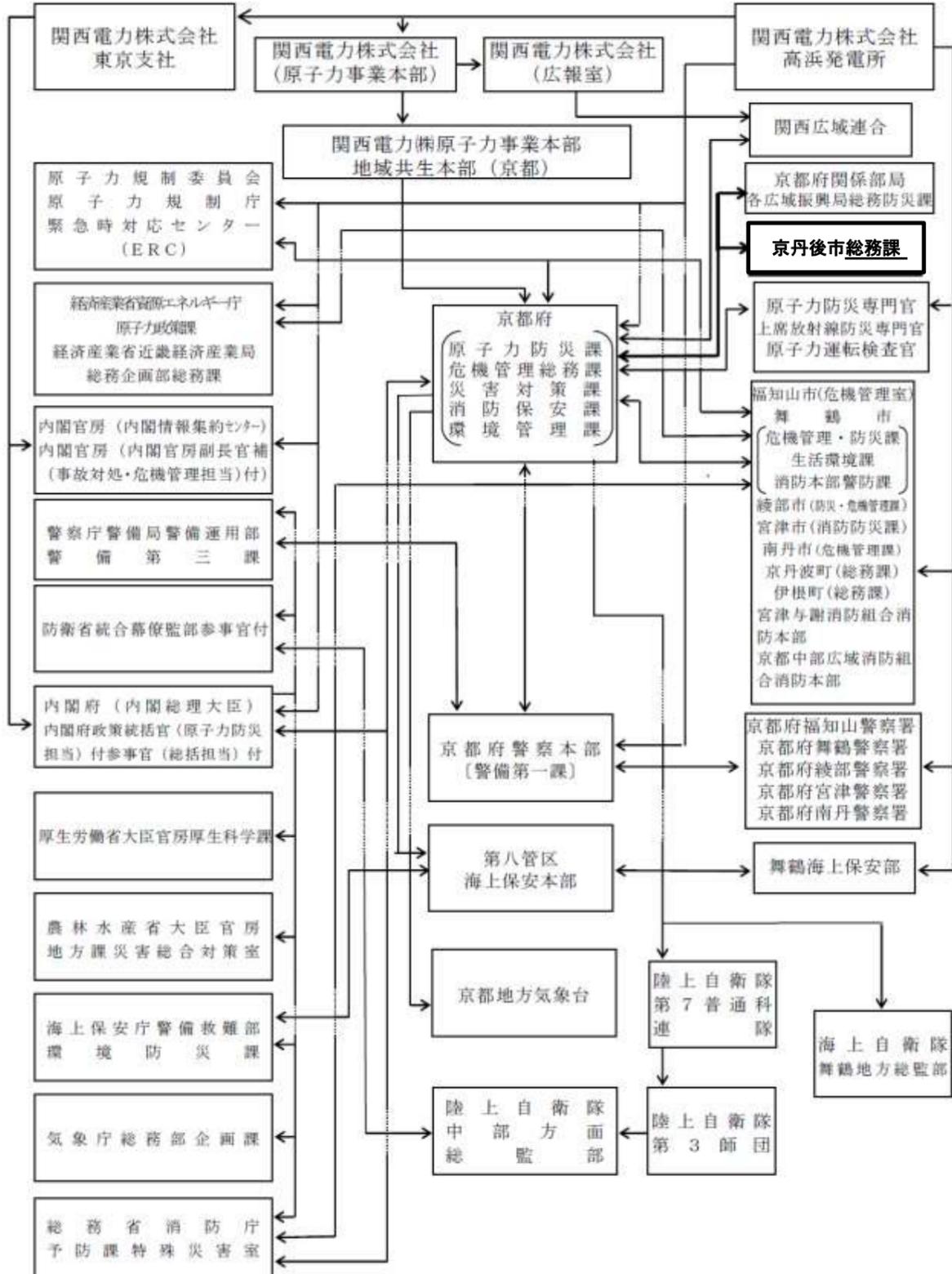
「警戒事態発生時の情報連絡」系統図  
(高浜発電所)



※関西電力株式会社は、電話による着信確認を行う。

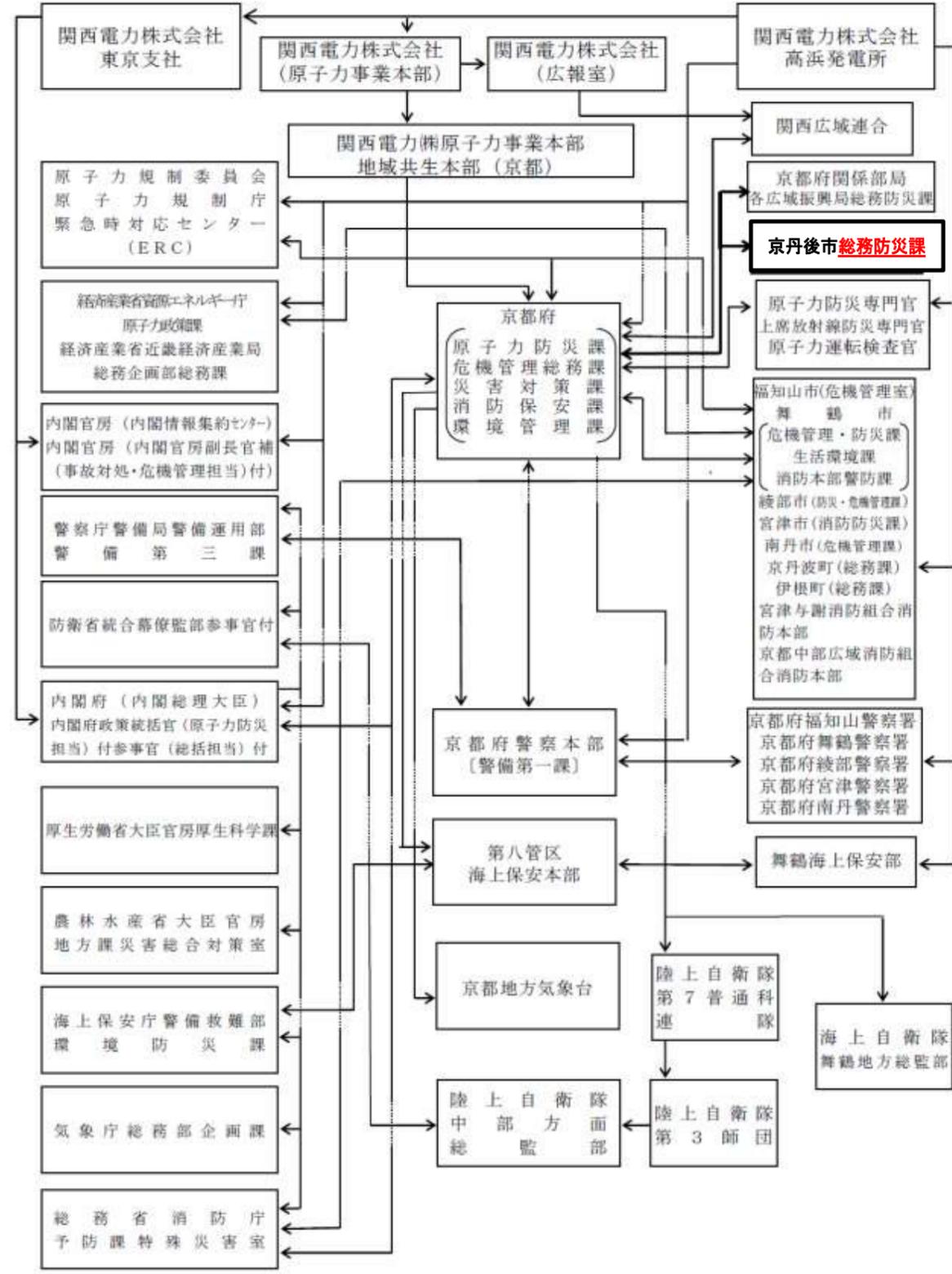
市組織名称  
変更に伴う  
修正

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力（株）は電話による着信確認を行う。

「施設敷地緊急事態」及び「全面緊急事態」に係る通報の連絡系統図（高浜発電所）



※関西電力（株）は電話による着信確認を行う。

- 35 2 応急対策活動情報の連絡
- (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ア 原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、（追加）府内関係市町、京都府警察本部、府内関係消防機関、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- イ 京丹後市は、京都府等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 京丹後市は、防災関係機関との間において、京都府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 京丹後市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。
- (2) (略)

## 第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 38 京丹後市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。
- 39 (1) 京丹後市は、P A Z及びU P Z内における予防的防護措置が行われた場合、住民に対し、必要に応じて、予防的措置（屋内退避）を行う可能性が有る旨の注意喚起を行うものとする。
- 40 (2)～(6) (略)
- (7) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

### 2 避難所等

- 40 (1)～(2) (略)
- (3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びこみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、府「ペットの同行避難ガイドライン」（追加）に基づき指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4)～(8) (略)

- 2 応急対策活動情報の連絡
- (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡
- ア 原子力防災管理者は、京都府をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、内閣府、府内関係市町、京都府警察本部、府内関係消防機関、舞鶴海上保安部、原子力防災専門官等に関西電力株式会社の応急措置の概要を定期的にファクシミリにより連絡することとされており、さらに、関係省庁事故対策連絡会議及び現地事故対策連絡会議に連絡することとされている。
- イ 京丹後市は、京都府等から情報を得るとともに、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、相互の連絡を密にするものとする。
- ウ 京丹後市は、防災関係機関との間において、京都府等から通報・連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にするものとする。
- エ 京丹後市及び京都府は、各々が行う応急対策活動の状況等について、相互の連絡を密にするものとする。
- (2) (略)

## 第4章 屋内退避、避難収容等の防護措置

### 1 避難、屋内退避等の防護措置の実施

- 原子力災害対策指針の改正による修正、京都府地域防災計画との整合（防災基本計画（内閣府）修正（令和6年5月）に伴う修正【危機管理部】）
- 京丹後市は、原子力災害対策指針や国の定めるマニュアル等に基づき、避難、屋内退避等の防護措置を実施するものとする。
- (1) 京丹後市は、P A Z及びU P Z内における予防的防護措置が行われた場合、住民に対し、必要に応じて、予防的措置（屋内退避）を行う可能性が有る旨の注意喚起を行うものとする。
- (2)～(6) (略)
- (7) 感染症の流行下において、万が一、原子力災害が発生した場合は、住民等の被ばくによるリスクとウイルス等の感染拡大によるリスクの双方から、市民の生命・健康を守ることを最優先とし、感染者や感染の疑いのある者も含め、感染拡大・予防対策を十分考慮した上で、避難や屋内退避における各種防護措置を行うとともに、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離等を行うなど、関係機関等と連携して対応する。

### 2 避難所等

- (1)～(2) (略)
- (3) 京丹後市（避難対象区域を含む場合）は、京都府の協力のもと、指定避難所における生活環境が、常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びこみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、府「ペットの同行避難ガイドライン」（京都府生活衛生課作成）に基づき犬や猫等の家庭動物と同行避難した者の受入れ体制について検討し、被災者支援の観点から避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。
- (4)～(8) (略)
- 京都府地域防災計画との整合（「ペットの同行避難ガイドライン」作成者の補足及び防災基本計画修正（令

